



農地の貸し借りの仕組みが 令和7年4月*から変わります

*市町村において、「地域計画」が公表された地域では、その時点から



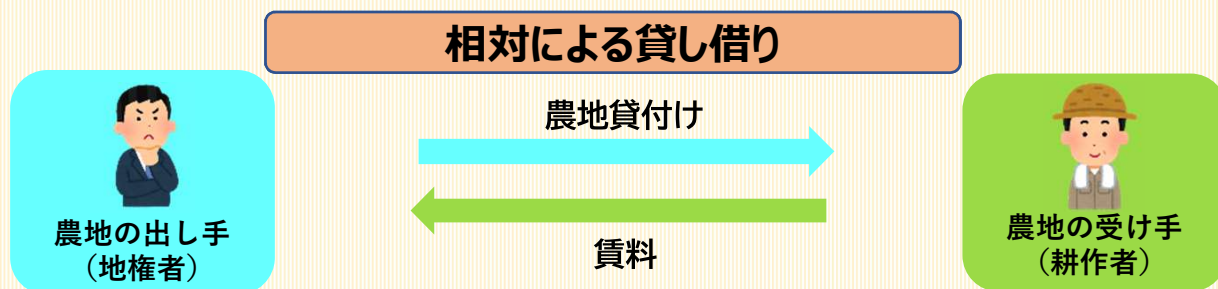
変更ポイント

- 市町村で行われてきた、出し手（地権者）と受け手（耕作者）の「相対」による農地の貸し借りの手続きは「令和7年3月末」をもって**廃止**されます。
- 今後地域の話し合いを行い、農地1筆ごとに“将来”利用する耕作者を示した「**目標地図**」を含む「**地域計画**」が作成されます。
- 農地の貸し借りは、この「目標地図」に基づき「**農地中間管理機構**」を経由した貸し借りに変わります。

※ 令和7年3月末までは（もしくは、地域計画が公表されるまでは）

「相対」による農地の貸し借りの手続きは可能です。

今の仕組み（令和7年3月末まで）



変わります!

新しい仕組み（令和7年4月から）



※ 福岡県農業振興推進機構は県知事が指定した福岡県の農地中間管理機構です。

作成

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構）
福岡県農林水産部水田農業振興課 農村集落係

令和5年4月

Q&A

Q. 農地中間管理機構とは？

「**農地中間管理機構**」とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効活用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

Q. 農地中間管理機構になぜ貸さなければならないの？

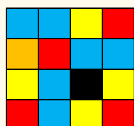
農地の貸し借りの際には、「地域計画」の「目標地図」に基づいて、公的機関である農地中間管理機構を紹介するよう法律（農業経営基盤強化促進法）の改正がなされました。

Q. 「農地中間管理機構」へ農地を貸す、メリットとは？

相対（個々）による貸し借りでは難しかった、農地の集約化等が地域の協議に基づいて、計画的に担い手へ割り当てられるようになります。

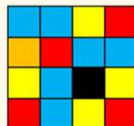


相対による貸し借り



受け手が、出し手を探さなければならず、
農地がバラバラに・・・

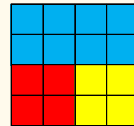
農地中間管理機構による貸し借り



不効率な農地利用



地域協議



「■」、「■」、「■」にまとまった
農地を貸付けできた!!

Q. 新たな仕組みで何が変わるの？

農地の貸し借りは、原則、地域の話し合いで作成された「地域計画」の「目標地図」に基づいて、農地中間管理機構（福岡県農業振興推進機構）を経由する手続きに変わります。

Q. 「目標地図」ってなに？

- ・田や畑 1 筆ごとに、“将来”利用する受け手（耕作者）を示した地図のことです。
- ・受け手が効率的に耕作できるよう、同じ受け手の農地を近くに集めることが大切です。

Q. 「地域計画」ってなに？

- ・地域農業の課題や、「目標地図」を達成するための取組内容を明記した計画です。



Q. これまでの契約はどうなるの？

- ◆ 令和 7 年 3 月末までに「相対」で結ばれた契約は、その契約の期間満了までは有効です。
- ◆ 「相対」による農地の貸し借りは、令和 7 年 3 月末まで（もしくは、契約したい農地がある地域で地域計画が公表されるまで）は新規および、更新の手続きが可能です。

申請の手続き

- ★ 貸し借りの申請は各市町村で受け付けます。
- ★ 受け手（耕作者）が決まっていない場合は、事前に農業委員会へ相談してください。
- ★ 申請内容が、地域計画・目標地図を確認し、問題ないと判断された場合、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りが行われます。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問い
合わせ

朝倉市農業振興課農政係
朝倉市農業委員会
福岡県農業振興推進機構

TEL : 0 9 4 6 - 5 2 - 1 4 2 7
TEL : 0 9 4 6 - 5 2 - 1 8 9 6
TEL : 0 9 2 - 7 1 6 - 8 3 5 5